

## 孝子から節婦へ

——元代における旌表制度と節婦評価の転換——

酒井 恵子

はじめに

明清期は操を守った婦女（以下、節婦烈女<sup>(1)</sup>と表記する）の伝が特に多く著わされた時代といわれている。陳東原氏は二十四史のうち、節婦烈女に関する記載が最も多いのは『明史』であるとし、聶崇岐氏は正史の列女伝のうち、『元史』までの節婦は多くても五分の一だが、『明史』では五分の二になるといふ。一九四〇年代までのこれらの研究は、明清期における節婦烈女伝の増加を節婦烈女自体の増加とみなし、その理由を朱子学の浸透、王朝による善行者表彰——旌表——に求めた。そしてこの現象をもつて、明清期の婦女は貞節であることを強要され、抑圧されていたという結論を下した。<sup>(2)</sup>これらは反礼教・婦女解放という実践的課題を強く意識して著わされたものであるが、そこで構築された枠組みは比較的最近の研究をも強く規定している。<sup>(3)</sup>

しかし近年では上述の枠組みでは不十分であるとする研究もあらわれている。まず、節婦烈女伝の増加時期についていえば、徐秉愉・杜芳琴の両氏は、『元史』『古今圖書集成』を根拠として元代に増加したと論じ、<sup>(4)</sup>B・ボズラー

氏は宋人・元人の文集から「孝」「義」「忠」「節」などといった字を題に記す「典範詩文」を教え、宋代と比較して元代に節婦に関する「典範詩文」が増加していることを指摘した。<sup>(6)</sup>ボズラー氏の指摘は、『古今圖書集成』など後世の編纂書でなく同時代的史料に依拠しているだけに、当時の状況をよりよく反映したものとと言えるだろう。ただしその考察は宋元のみを対象としているため明代との関係までは明らかになっていない。そこでこの点について氏は異なる同時代史料で確認しておきたい。<sup>(6)</sup>

現存する宋代の地方志のうち、まとまった形で容易にみることの可能な『宋元地方志叢書』正統編（台北、正編一九七八・統編一九九〇）所収の地方志三三部をみると、列女伝に相当するものがたてられているのは八部である。また『四部叢刊』正統三編所収の宋人の文集（詩集を除く）六〇部では、節婦烈女伝は劉克莊が一篇著わしているのみである。元代の地方志について宋代同様『宋元地方志叢書』正統編所収の九部をみると、列女伝がたてられているのは三部である。また『四部叢刊』所収の元人の文集二〇部のうち一四部に、合計二八篇の伝が収録されている。地方志については、列女伝が立てられる比率に大きな差は見出し難いが、宋代は立伝者四一名のうち一八名が、元代は立伝者一九名のうち一五名が節婦烈女となり、立伝者数に占める節婦烈女の比率は元代の方が高い。なお、元人の文集に収録されている婦女伝の篇目を録した『元人文集篇目分類索引』人物乙には八三八篇の伝がみられる。そのうち一八一篇が節婦烈女伝であり、さらにこの時代には複数篇の節婦烈女伝を著わしている者もみられる。<sup>(7)</sup>これらのことから、元代には宋代と比べて節婦烈女伝が増加しているといつてよい。

最後に明代についていうと、地方志について『天一閣蔵明代方志選刊』正統編は嘉靖前後のものを二一六部収録

しており、そのうち列女伝が独立して存在するのは一九四部で、ほぼすべての地方志にわたっている。また、それらの列女伝には約五〇〇名の伝が立てられ、そのうち約九割が節婦烈女となり、遅くとも明中期には膨大な数の節婦烈女の伝が著わされている。以上より、明代において節婦烈女伝は明らかに増加しており、その増加傾向は元代より始まっていると考えられる。

また伝の増加理由についても、ボズラー氏の議論は示唆的である。氏は節婦伝の増加原因として、文人たちが節婦旌表を科挙にかわる徭役免除特権取得方法とみなした可能性を指摘する。<sup>(8)</sup> 先行研究においては、節婦に貞節を強要する面のみが強調されてきたが、<sup>(9)</sup> 氏はそこに新たな視点を提示したといえよう。

ボズラー氏の研究は現時点での到達点と言えるものであるが、未だ十分に論じられていない点も多い。特に旌表制度の具体的あり方、制度全体における節婦の位置付けが明らかでない点は重要である。また既に唐代から旌表対象者に含まれていた節婦が、<sup>(10)</sup> 元代においてことさらに注目され始めた理由も明らかにされていない。換言すれば、節婦烈女伝の増加と、それに深く関連すると思われる節婦旌表への注目という現象を、旌表制度という国家の価値観を強く反映する制度全体の中に位置付けて論じる視点が必要と考えられるのである。

本稿では、先行研究で十分に検討されていない元代における旌表規定の変化とそれがもつ意味を検討することにより、元代が旌表制度及び旌表対象者として唐代より明記され続けてきた節婦評価の転換点であったことを明らかにすることを目的とする。本稿での作業は、中国近世における婦女観を総合的に把握するための第一歩である。

## 一、旌表規定と旌表者数

王朝による善行者表彰は漢代より始まるが、旌表対象者が「孝子・順孫・義夫・節婦」となったのは唐以降である。<sup>(11)</sup>『新唐書』孝友伝・列女伝には王朝により表彰された者として、孝子一九一名、孝婦孝女八名、數世同居三七家、節婦烈女四名が見える。宋代については、『宋史』孝義伝・列女伝、および『宋会要輯稿』礼六一、旌表の受旌者を見ると、孝子七三名、孝女一名、累世同居六〇家、節婦烈女一〇名である。宋代には累世同居がかなりの割合を占めるようになるものの、唐宋を通じて旌表された者の多くは孝子であり、節婦烈女として旌表された者は非常に少なかった。<sup>(12)</sup>

元代では、『元史』孝友伝から、孝子二四二名、累世同居二二家、義夫二二名の旌表が確認できる。これに対して『元史』列女伝には、旌表された者として、孝婦孝女六名、節婦烈女六七名の伝がみえる。正史の伝からみると、孝子が主であることはかわらないが、元代から節婦烈女が重視されるという傾向がうかがえる。

さらに明代の受旌者数について、『明実録類纂』婦女史料卷、旌表と『明史』孝義伝から朝代によってほぼ五〇年間に均等区分してみていくと、節婦烈女と孝子とでは、洪武から洪熙間（一三六八―一四二五）では前者が約三八〇名、後者が約八〇名。宣徳から天順間（一四二六―一四六四）では約四八〇名、約二二〇名。成化から正徳間（一四六五―一五二二）では約一一〇〇名、約二四〇名。嘉靖・隆慶間（一五二二―一五七二）では約九八〇名、七〇名。万曆から明朝滅亡までは約一七〇〇名、約一一〇名となる。<sup>(13)</sup>明代では旌表の中心が節婦烈女に移行しており、かつ

節婦烈女受旌者数は孝子の五倍以上である。

また『旧唐書』『新唐書』孝友伝では、前者は「前代の史官伝うる所の孝友伝、当時旌表の士を録すこと多し」、後者は「唐命を受くること二百八十八年、孝悌を以て名朝廷に通ずる者、閭巷刺草の民多く、皆史官に書せらるるを得」と記すが、列女伝には旌表に関する言及がない。『宋史』孝義伝にも「太祖、太宗以来、……割股割肝は、咸褒賞せられ、数世同居に至りては、輒ちその家を復す」とあるのに比べ、列女伝にはやはり旌表に関する記載はない。一方『元史』列女伝には「元命を受くること百餘年、女婦の能く行を以て朝に聞こゆる者多く、尽くは書する能わず」とあり、列女も旌表対象と明示される。節婦烈女の重視が元代に始まることは明らかである。

このことと対応するかのようには、元代には旌表規定の変化がみられる。まず至元三年（一二六六）、父母などの病を治すために自らの身体の一部を割いて食べさせる行為のうち、割股以外の行為——割肝・剜眼——を行なった者に物品を賜うことが禁止された<sup>(15)</sup>。至元七年（一二七〇）には、それ以前に出された割股者旌表規定は「頗る聖人の垂戒して敢えて父母の遺体を毀傷せざらしむると同じからず」として、割股者の旌表も禁止され<sup>(16)</sup>、翌至元八年（一二七二）には「赤身氷に臥すは、親に益無し」として臥氷も禁止される<sup>(17)</sup>。そして大徳八年（一二三四）、徭役免除特権を得るために不正申請が多くなされているとして、これを防ぐための規定が設けられた。

大徳八年八月、中書省。抛けたる礼部の呈に、「議し得たるに、義夫節婦の門閭に旌表するは、本より薄俗を激励し、以て風化を敦くせんとすればなり。今各処の挙ぐる所、往往にして夫亡くなりて志を守ると指称するも、卓然たる異行見えず、多く富強の家の門役を規避するに係る。廉訪司も亦た公に従いて実を覈せず、以て

泛濫を致す。……」と。都省議し得たるに、……今後節婦を挙ぐる者、若し參拾已前に夫亡くなりて志を守り、伍拾以後に至りても節を執りて易えず、真正著明なる者ならば、各処の隣佑・社長の実跡を明具し、重甘保結し、本県に申覆するを聴し、文資の正官に牒委して体覆せしめ実を得れば、附近の干礙せざる官司に移文し、再び体覆を行い、結罪して回報せしめ、体覆せる牒文に憑准して、重甘保結し、本管の上司に申覆し、更に実を覈べ保結を為し、省部に申呈し、以て旌表に憑らしむ。仍お監察御史・廉訪司に従りて体察し、如是、富強の家の、別に実跡無く、虚名を慕向し、保举を営求し、門役を規避し、及び保する所謬濫不実ならば、即ち隣佑・社長、並びに元と保し体覆せる官吏を將て、取招して治罪す。<sup>(18)</sup>

ここで新たに節婦年齢制限、および旌表申請にあたり事実調査を繰り返しおこない保証人を立てさせることが規定された。後者は孝子・順孫・義夫についても適用されたが、そもそもこの規定が設けられた発端は節婦旌表申請であり、主要な対象は節婦であった。

これらの規定から元代の旌表の特徴が二点見出せる。第一点は、至元三年から八年の間に、割股に代表される身を傷つける行為が旌表対象から除外されたことである。このことは、それ以前に比べて孝子として旌表を受けるのが難しくなったこと、明代の旌表における孝子の比率低下が元代に淵源することを意味する。第二点は、大徳八年に節婦旌表が特に問題視され、具体的な規定が設けられたことである。これは、調査・保証の必要が明文化されるほど節婦旌表申請が増加したということでもある。

## 二、割股をめぐる議論

元代旌表制度の第一点目の特徴は身を傷つける行為への旌表禁止であるが、その代表的行為といえるのが「割股」である。割股の評価については、つとに唐から清までの変遷を概観した桑原隲藏氏の研究があり、近年のものとしては、宋代に焦点をあてた小林義廣氏の研究がある。<sup>(20)</sup> 小林氏の議論にもとづき、唐宋期の割股に対する評価の変遷を概観してみよう。

身体を傷つける行為は聖賢の教えに反するとの評価は、唐の韓愈（七六八―八二四）が割股者旌表の是非について述べた「鄴人対」を嚆矢とし、<sup>(21)</sup> それは後世、割股に関する議論が行なわれる際にしばしば引用される。そこで特の問題となるのは二点で、第一点は、割股が聖賢の教えに反する行為であり、傷が原因で死去して子孫を残せなければ最大の不孝だということである。第二点は割股が恩典を得るための手段とされてしまうことである。もともとその後、割股者旌表が禁止された形跡はなく、韓愈の主張は唐代では主流とはならなかった。

しかし北宋になると、韓愈の述べた二点が改めて注目されるようになり、聖賢の教えにない割股を批判するものが現れ、<sup>(22)</sup> 身を傷つける行為が旌表を得る手段とされることも問題となる。北宋では遅くとも崇寧四年（一一〇五）までに「割股条」なるものが存在し、割股者には物品を賜ることになっており、この時に割股者にもこの規定が適用されることになった。<sup>(23)</sup> さらに同五年（一一〇六）には「常人割股給賜条格」をもとに、「宗室之家」に対しては常人の半分の物品を賜ることとされた。<sup>(24)</sup> このように割股者・割肝者への表彰は明文化されていたが、割肝者表彰は規

定後わずか四年の大觀三年（一一〇九）に、賜物目的で不正申請する者が多いことから禁止を求め上奏がなされ、裁可<sup>(25)</sup>される。蘇軾も、孝や廉という名目を立てて褒章を与えることにすれば、必ずそれを偽る者——孝であれば割股する者——が出てくることを危惧している。<sup>(26)</sup>

ところが南宋になると、聖賢の教義に抵触しないような理由をつけながらではあるが、行為者の「誠」を前面に掲げて割股を称揚するようになる。真徳秀（一一七八—一二三五）は「泉州勸孝文」に、当地において割股者が多く出現していることを記し、「聖經の尚ふ所に非ずと雖も、然れどもその孝心誠切なるは、実に嘉すべき有り」と称えている。<sup>(27)</sup> さらに黄震（一二三一—一二八〇）は、割股者をそしめることは善をなさうという真情を傷つけることであり、義理を傷つけることになると述べる。<sup>(28)</sup>

以上、唐宋間の割股観についてみた。小林氏によれば、一部の例外はあるものの、<sup>(29)</sup> 北宋と南宋を境に割股に対する見解が否定から肯定に大きく変化したとされる。しかし北宋であつても、大觀三年に禁止されたはずの割肝表彰は、七年後の政和六年（一一一六）には再び行なわれており、<sup>(30)</sup> 禁令が重申された形跡は認められない。身を傷つける行為に対する否定的評価は一部の士大夫のもので主流とはならず、制度を動かすにはいたらなかつたとみるのが妥当であろう。

南宋では、割股はすこぶる盛行していたようで、現存する地方志には割股者の伝を数多く見出せる。小林氏も徭役免除例として景定『嚴州統志』巻五、孝行記に、割股によつて戸役が免除された者四名が記載されていることを挙げているが、それ以外にも宝慶『四明志』巻九、孝行では、伝を立てられている六名のうち五名が割股者であり、



咸淳『臨安志』卷七〇、孝感拾遺には、割股者のみ九名が記される。また元代のものではあるが至順『鎮江志』卷一九、孝友、土着、宋代の項には、咸淳『鎮江志』にみえた、「令甲」により旌表された割股者九名がそのまま載せられる。さらに北宋にみられた賜物目的の割股への批判はなくなる。しかし、上述の真徳秀にしても人々に割股を推奨しているわけではなく、親が病にかかった場合、貧しければ官が医者を派遣し薬代を支払うから割股はしないようにと諭してもいるのである。先述の黄震の議論も、一方に割股反対者がいたことの傍証ともなる。結局のところ、宋代を通じてみたとき、ただちに北宋と南宋で評価が転換したとは言いがたく、強弱はあるものの割股は称賛の対象であり続けたといえる。<sup>(31)</sup>そして特に南宋期において、割股は盛行し、孝子の代表的行為とされ、かつ旌表対象とみなされていた。

ところが、元代になると先にみた如く身を傷つける行為への旌表が禁止される。ただしそれらが禁止された経緯を示す史料はみあたらない。では割股への旌表が禁止された前後の士人の輿論はどのようなものだったのであろうか。

至元七年（一二七〇）に割股した二三歳の朱元僧について、序を請われた張之翰（一二四三―一二九六）は、従来

の割股に対する評価を総括した上で次のように述べる。

唐の本草拾遺著わされ、人肉羸疾を治すと謂いしより、剔股を以てその門を旌する有り。昌黎公嘗てこれを論じて曰く、父母疾すれば、薬餌を烹て孝を為し、未だ肢体を毀つ者聞かざるなり、と。宋の貢拳を講求するに及び、東坡も亦たこれを議して曰く、上孝を以て人を取れば、則ち勇者は股を割き、怯者は墓に廬し、これ天

下をして相率いて偽を為さしむるなり、と。蓋し二公皆与せざるは、毀傷して以て旌表の名を求むるを惡み、詐偽して以て僥倖の榮を取ることを懼るればなり。今朱氏の子、昏昏として一童駭なるのみ。天理発見せし時に当たっては、万慮俱に空たりて、惟一真実在るのみ。刀を操るの頃、曾て何ぞ名を表すの望有りてその機に動かされんや。亦た何ぞ倖榮の念有りて心に横えんや。余を以てこれを覩るに、窮郷委巷に生れ、教養の資無く、遽かに身を忘れ親に及ぶ。かくの如くんば、正道に非ずと雖も、亦た称うるに足る者有り。<sup>(32)</sup>

韓愈や蘇軾が割股に反対したのは、割股が榮譽を得る手段として用いられることを危惧してのことであり、教養のない子供が親をおもつて割股したことは、正道ではなくても稱賛にあたふという。学者として著名な程端礼の弟程端学（一二七八—一三三四）も、一七歳の時に割股した鮮于必仁について文を請われ、「礼と義とは、成人に備う。必仁は童子なり」と、子供である鮮于必仁には礼義が備わっていないから、割股したのもやむをえないことだ<sup>(33)</sup>という。彼らは、割股が聖賢の教えに反する点は認めつつも、窮郷委巷育ちで礼義の備わらない童子の真情による行為として評価する。このほかにも聖賢の教えに反するとの指摘に反駁する形で割股者を稱賛する伝はあり、宋代と共通する評価がなされていたようである。<sup>(34)</sup>

元代には、北宋では上奏文のみでしか確認できず、南宋にはみられなかった韓愈の第二点目の主張と共通の指摘が、稱賛を目的とする伝中にみられるようになることは注目し値する。張之翰も、韓愈や蘇軾が割股に反対した理由として榮譽・特権を求める手段として利用されることに触れていたが、彼以外にも「倣う者、為にする所有りて為すなり」と、割股を功利目的のための手段として行なう者がいることを指摘する者もいる。<sup>(35)</sup>さらに割股者を稱賛

するにあたって、教養・礼義の備わらない童子であることを強調することも、裏を返せば教養・礼義の備わった成人がなんらかの目的をもって割股しているということであり、そのことを否定的にみている者がいるということである。

元代においても、割股は称賛の対象ではあり続けた。しかし旌表対象としては重要視されていなかったようで、制度的に旌表対象から除外されたことに言及する士人は見出すことができず、成人が割股することへの否定的言説もみられる。そのような状況のなかで、称賛の対象として、また旌表対象として台頭してきたのが節婦である。

### 三、節婦の台頭

元代旌表制度の第二の特徴は、旌表対象として節婦が注目されるようになったことである。<sup>(36)</sup>宋代にも実質的には節婦とみなしうる婦女は存在しており、経典や正史を引用して「賢」「節」であると称えられることが多い。しかし節婦伝がそもそも少ないこともあるが、そのなかで彼女たちを旌表と結びつけて評価する伝はわずか一例しか確認できない。<sup>(37)</sup>それでは元代において、節婦はどのように評価されていたのであろうか。

余礼を読み、「昏礼は、萬世の始めにして、壹たびこれと齊すれば、身を終うるまで改めず」に至る。その礼厳しく、その辞峻し。これ知る、夫婦なる者は、天地の義にして、陰陽相い須むれば、貳有るを容れんや、と。故に夫死して嫁がざるは、これ婦人の身を守るの大法なるか。……名公鉅儒、皆詩辞を為りて以てその美を賛え、まさにこれを朝に上して、以てその宅里を表するを求めんとするは、宜なるかな。然りと雖も、朱氏

婦道を尽くすのみにして、未だ必ずしも人に知らるるを求めざるなり。……もしそれ國家善を彰むすの道は、自ずから宜しく採撫して、これを國史に書すべし。千載の下、これを聞きて興起する者有らん。なんぞ但に一時に旌顯するのみなるや。然らば則ち又た朱氏の榮に非ず、乃ち國家の光なり。<sup>(38)</sup>

これは許謙（一二七〇—一三三七）が、四〇歳で寡婦となつた「節婦朱氏」を称える詩集に寄せたものである。ここでは『礼記』郊特性を引き、寡婦は再婚すべきでないことを確認する。そして士人が稱賛して旌表申請することは正しいと述べつつも、彼女が節を守つたのは他人に知られるためではない、すなわち旌表されることを求めている行爲ではないことを強調する。さらに彼女が旌表されること、國史に記されることも個人の榮譽というのみではなく、國家の光榮でもあるという。

この史料でもみられるように、節婦伝においては經典によつて節婦の正当性を強調し、そのような節婦を旌表すべきであるとする主張が、元代よりしばしばみられるようになる。經典との整合性について多くの問題点をもつ割股に比べて、守節はそれを正当化する論理を經典中に發見することが容易なのである。<sup>(39)</sup> また、旌表に往々にしてつきまとう実利を目的としてはいないことが強調されることも多い。

趙訪（二三二—一三六九）は、二七歳で夫に死なれ三〇余年間寡居生活を続け旌表された「汪氏」の伝で、徭役免除の変遷が歴代どのように行なわれてきたかについて次のように述べる。

漢世の復除の令は、蓋し周官に本づく。郷師その任ずべきと施捨する者を辨じ、孝弟力田の者はその身を復し、則ち又た閭師よりその敬・敏・任・恤なる者を書して、これを推広す。唐の盛時、乃ち命じて孝子・順孫・義

夫・節婦を旌表し、身を終うるまで事とすること勿からしむるは、則ち感諷の道備われり。これより以来、數百年間、田里山谷の民と雖も、綱常の重有るを知らざる莫し。豈にその故を思わざるべけんや。……吾れ聞くならく、孝弟力田の科は、唐人以て益無しと為してこれを罷め、割股廬墓は、論者は中道に非ずと謂いて取らざるも、独り婦節の貞のみは、古今表顕して異議なし、と。<sup>(40)</sup>

趙汭の認識によれば、漢代の徭役免除制度は『周礼』地官にもとづき、郷師が民のうち徭役を免除すべきか否かを調査し、孝弟力田なる者の徭役を免除した。そして閭師が「敬・敏・任・恤なる者」を報告して教化が推し広められた。しかし、唐代には孝弟力田科は益がないとして止められる。さらに論者は「割股」「廬墓」を中道ではない行為とみなした一方、節婦のみは表彰しても異議を唱えなかつたという。趙汭は漢唐の教化を目的とした徭役免除について概観し、「吾れ聞くならく」として、孝を表彰することへの否定的な評価と貞への肯定的評価を記している。唐宋期に節婦が注目されている例はなく、貞を重視するのは元代の評価の反映であろう。

ここでは二例のみに留めるが、節婦伝においては、その行ないが聖賢の教えに適うことが強調され、旌表に言及されることが多い。<sup>(41)</sup> 士人にとって節婦は、善行者として称賛すべきものであると同時に旌表と結びついて意識される重要な存在となっている。このように評価される節婦を論じる際、元代の士人がしばしば問題にしたのが年齢制限規定である。

法に、三十前に夫亡くなり、六十後まで嫁がざれば、その宅里を表す、とあり。もし不幸にして三十を逾ゆれば、賢者固より敢えて誣いず。凡庸の情念、法已に与せず、耄を去ること尚お遠ければ、遂に分けて齒せず、

予嘗て窃かに善に与するの狭きを慨くなり。然れども法もて局らざれば則ち冒す。風教に志有る者は亦たその本の何如なるやを究むるのみ。夫人節を守ること五十年、凜凜然として世に在る者、固より表の有無に係らざるなり。<sup>(42)</sup>

これは、寡居五〇年にして九一歳で至順四年（元統元年、一三三三）に亡くなった蕪黄宣慰使の妻「田氏」について、許有壬（二二八六一—三六四）が著わした墓誌銘である。彼は、三〇歳以後に寡婦となつた者は、その後再婚しなかつたとしても規定にあわず、また高齢でもないことから節婦とはみなされないと述べ、節婦年齢制限規定が善行の幅を狭めてしまうことを嘆く。しかしながら、範囲を限定しなければ偽りの善行者が横行することも認め、士人は真なる善行者を見極めるべきであり、「田氏」の守節が持つ価値は旌表の有無によつて左右されないと称賛する。元末の人李祁も、何らかの事情で五〇才になる以前に旌表申請をしたため認められなかつた節婦の伝中にこう述べる。

人の能く節を守り義に仗る所以は、必ずしも為にする所有りてこれを為すには非ず。蓋し天理民彝の以て自ずから已む能わざるものより出ずるを以てなり。龍氏死を誓いて嫁がざる時に当たりては、豈に褒恤の典を以て己が榮と為すを知らんや。天下に道有れば、則ち清議は朝廷に在り、天下に道無くんば、則ち清議は士君子に在り。<sup>(43)</sup>

龍氏は旌表を求めて節婦となつたわけではないが、節婦たる実はみごとに具わっているのだから旌表されるべきである。王朝が旌表しないのであれば、われわれ士君子が朝廷にかわつてその善行を称えるという。

これらは年齢制限規定により旌表されなかった例だが、その一方、規定に合致しないのに旌表された節婦もいた。婺州路平準庫副使の母「王夫人」は、至大三年（一二三〇）に寡居四〇数年にして七七歳で亡くなったが旌表され、<sup>(44)</sup>延祐三年（一二三六）、三三歳の時に夫に死なれた「竈節婦」も旌表されている。<sup>(45)</sup>官僚の妻であっても許有壬が伝を著わした「田氏」は旌表されておらず、有力者の申請であれば旌表されるとも言いがたく、いかなる力学がはたしているのか、また王朝が年齢規定をどの程度重要視していたのかは定かでない。ただ、年齢規定に合致せずに旌表された「王夫人」の墓誌銘には「県の儒士は実を具えて県に言い、県は郷に下し、これに察考を加え、これに繇りて以て郡に達し、郡は復た居る所の州に移し、州は礼部に明らかにし、然る後悉く詔旨の如くその郷に旌」されたと、旌表申請過程がことさら詳細に記されている。<sup>(46)</sup>この銘においては、正式な手続きを経た旌表であることが最大の強調点の一つになっている。なお、伝の記載によれば年齢制限規定に合致する節婦でも、申請過程が詳細に記されるものはあり、<sup>(47)</sup>あるいは不正申請が横行する中、旌表の正当性を強調する必要がある可能性も考えられよう。いずれにせよ、元代において「節婦」という評価は多くの場合、旌表制度と深く関連するものとして意識されている。これは割股の場合と対照的である。元代では、割股称養は続いているものの、それが旌表対象から除かれたことについて特に言及する例を見出せない。約言すれば、元代において、旌表と結びつけて語られる主要な対象が割股者から節婦へと移行するのである。ではそのような現象はなぜ発生したのであろうか。

## 四、孝子から節婦へ

唐宋間の旌表の主たる対象であった孝子について、『旧唐書』孝友伝には「前代の史官伝うる所の孝友伝、当時旌表の士を録すこと多く、人或いは微細にして、衆の聞く所に非ず、事閭里より出づれば、又た詳究し難し」と、『新唐書』孝友伝にも「孝悌を以て名朝廷に通ずる者、閭巷刺草の民多し」と記されている。なお『旧唐書』には「旌表の士」とあるが、この「士」については、「事閭里より出」でたとあることから、貴族というよりは庶俗の士とみなしうる。唐代において、旌表されるべき者は「閭巷刺草の民」と観念されていた。

宋代では、宣和七年（一一二五）十一月十九日の南郊制に「あらゆる天下の義夫・節婦・孝子・順孫は、所在の長吏に委し、常に存恤を加えしむ。事状の顯著なる者は、名を具えて奏聞すべし」とあり、旌表対象者は善行者であり、かつ官による救済をうけている者とされている<sup>(48)</sup>。さらに割股者がさかんに称えられたのも、学問のない者が誠心から行なったとみなされたこと、金銭に余裕がなく父母の病を治療するためには股を割くしか方法がなかったという、やむをえざる状況におかれていた者であったことによる。このことから称賛対象者がどのような人々であったかがうかがえる。唐宋期における旌表対象者は、すくなくとも理念的には貧困な階層であった。

元代においても、確認しうる最も早い節婦旌表例（至元一〇年、一二七三）は救済に附随した形で<sup>(49)</sup>行なわれ、この事例に関しては唐宋期の旌表との差異は見出せない。しかし、大徳八年の旌表規定制定以前に旌表申請もしくは旌表されたことが確認できるその他の二例は、金代の監察御史雷淵（一一八四—一二三二）の娘で官歴のある郭時中



(一一九五—一二五五)の妻や、河北「望族」の妻といつた<sup>(50)</sup>、大徳八年の規定に不正申請を行なうと記されていた「富強之家」に属するとみなしうる者である。さらに大徳八年以後でも、確認しうるものは「富強之家」の旌表申請、受旌が主流であった。

余礼部に貳たりてより、中外の婦の節を以て聞し、子の孝を以て上し、夫の義を以て薦むる者、案牘に充溢し、目は披くに煩い、腕は暑すに脱げんとす。然れどもこれを人に訪ぬるに、勢いもて取る者有り、賄もて得る者有り、表甫めて植つるに陰かにその守りを湊うる者有り。聞きて為に行せざらんと欲せば、則ちかの善を為さんとする者の沮まるるを懼れ、その旧を轍みて革めざらんと欲せば、又たかの悪を稔む者の懲らしむる所無きを懼る。惟だ実を覈べ詳らかにこれを別かちてのみ、その人を得て、濫るるに底らざるに庶からん。……切に古道の復さざるを傷み、善を偽りて以て人を欺く者の多きを病むなり。故にこれを述べて以てこれに貽り、彼此をして聞きて交ごも警むる所有らしむるを庶うなり。<sup>(52)</sup>

延祐初め、礼部侍郎であつた張養浩(一二七〇—一三二九)は、自らが著わした「王善甫孝子詩序」で上のように述べた。大徳八年から一〇年ほどのちにも、勢力や賄賂によつて旌表された者、旌表されるやすぐに操を捨てたる者があり、節婦のみには限らないものの、あいかわらず不正申請は横行していたということになる。また張養浩とは同じ頃、劉仁本も「却つて憐れむ旌異されし者、多くこれ貴豪人」と節婦の詩を詠んで<sup>(53)</sup>いる。

ボズラー氏は、宋代の文人の家は科挙によつて徭役免除特権を得ていたが、元代にはその道が閉ざされたため、特権獲得手段のひとつとして旌表が注目されるようになったと述べる。この点について氏の触れていない角度から

検討を加えておこう。唐宋の婦女伝には、題に「某安人」「恭人某」と封贈号を冠す、もしくは夫や息子の官職を冠することが多いのに対して、元代になると「節婦某」「某貞婦」と記されることが多くなる。すなわち伝を残すことが可能な有力者の家の婦女であっても、元代には冠する封贈号、夫や息子の官職がない、もしくは記すに足りない——特権を得られなかった——者が相当数いたことになる。そうしたなか、大徳八年に新たな旌表規定が設けられる以前から、江南に限定されるが、徭役免除特権を得るために賄賂を使って儒戸となろうとした富豪も問題となっており、<sup>(54)</sup>「富強之家」が特権獲得に尽力していたことがうかがえる。これらの例より、宋金代には官僚の一族として特権獲得可能であった家が、元代にはそれにあずかることが困難になることが多かったことがわかる。その中にボズラー氏の言うように特権獲得の手段として旌表を利用していたケースが少なからず存在していたと考えられる。<sup>(55)</sup>

そしてこのような状況の中、節婦がそれ以前の主たる旌表対象者であった孝子にかわって注目される事情も生まれてくる。先に割股に代表される身を傷つける行為に対する評価の変遷をみたが、唐宋期では、割股は孝子認定の重要な基準をなしていた。むろん、割股は孝子として旌表されるための必須条件というわけではない。しかし確実に表彰されるためには、目に見える特異な、時には命の危険をおかすほどの、聖賢の教えに反する行為が必要とされたのである。それに対して寡婦は聖賢の教えに反するものではなく、さらに經典の論理によって旌表申請の正当性を主張しやすい存在であった。

節婦旌表申請者が殺到した直接の理由はこのようなことと考えられるが、この状況に対して元朝がとった対応が、

節婦に年齢制限規定を設け、一定期間の寡居生活を送った者のみに旌表申請の資格を与えることであつた。そしてこの規定は節婦旌表申請の氾濫を防ぐとともに、節婦を出すことが可能な家を限定する作用ももつていた。

たとえば宋濂（一三二〇—一三八二）は、至正二〇年頃、二七歳で夫に死なれたのち無事息子を育て上げた湯氏の守節の苦しさについて、こう述べる。

婦の青年にして夫を喪うは最も多艱と号さるるも、儻し富貴の家に居らば、僕賸有りて以て駆役に備うるに足り、闔廬は以て雨風を蔽うに足り、粟帛は以て衣食を供するに足り、猶お自ら安んずるべし。苟も或いは聲聲として影を用い、室は懸磬の如く、寒さを忍び夜織り、機声と候蟲は齊鳴し、曙に達するも休めず、自ずから鉄石の心腸に非ざれば、未だ必ずしもこれが為に動かずんばあらざるなり。<sup>(56)</sup>

宋濂は「富貴の家」でなければ寡居生活を送ることは困難であるという。明末以降の例ではあるが、夫馬進氏は「逼嫁」事例について、「貧しい家」「やや豊かな家」に分けてその理由を検討し、これらの家にとつて節婦を輩出するよりも寡居生活を再婚させることの方が実益があると判断された結果、「逼嫁」が行なわれたとする。<sup>(57)</sup> すなわち二〇年以上寡居生活を維持することは、相当の資産を有する富裕層でなければ不可能だということになる。時代に隔たりがあるためただちに元代にあてはめることはできないが、少なくとも節婦年齢制限規定は旌表対象を「富強之家」に限定する機能を果たしたのであろうし、そのことは同時に、旌表に附随する特権の享受者を「富強之家」に限定してゆくことになつたであろう。

元朝は旌表について、『経世大典』礼典に旌表の項目を立て、その序文には教化を目的とすると記す。<sup>(58)</sup> 一方『通

制条格」では、旌表規定を「賦役」の項目に入れる。理念としては礼の問題であり教化目的の法制であるが、現実社会における実際の判例では徭役免除が問題にされていることは、旌表の位置付けを端的に示している。

元代において節婦への注目は高まり、旌表申請も急増する。本稿の検討によれば、科擧の停止・官途の縮小等により特権獲得が困難になった状況下で、特権獲得手段として節婦旌表が注目されることになった。節婦烈女伝の急増はその延長線上に発生する現象と考えられる。だからこそ旌表されなかつた寡婦の伝には年齢制限規定への不満が述べられたのであり、また自らの利益とならない割股に対する関心は薄れていったのであろう。

### おわりに

旌表は本来の理念としては教化を目的とする。唐宋期において聖賢の教えに反する割股が旌表されたのも、学のない「閭巷刺草の民」が誠心から行なつた行為だったからである。しかし元代において旌表は、富裕層に特権を配分する制度への性格転換を開始する。すなわち節婦に年齢制限規定が設けられたことは、節婦旌表に「富強之家」に対する特権保障制度という性格を付与することになったのである。孝子として旌表される重要な基準であつた割股に代わつて節婦が旌表対象者として注目されるようになったことはそのことを反映する。元代における節婦烈女伝増加は、このような節婦旌表の性格変化を背景とする、伝の執筆依頼が可能な富裕な階層に旌表対象者が限定されてゆく傾向を反映した現象と考えられる。

元朝によって定められた節婦年齢制限規定は、洪武元年（一三六八）の詔にもそのまま踏襲される<sup>(59)</sup>。そして明代

には節婦烈女伝が激増し、かつ受旌者についても完全に孝子と節婦烈女の比率は逆転することになる。まず、明朝は洪武三年（一二七〇）に科挙を再開したが、定期的に科挙が行なわれるようになるのは洪武一七年（一三八四）以後のことであり、それ以前は科挙による官途は安定していない。短期間ではあるがそのような状況下で、実録で確認しうる限り、洪武二年に節婦二名が旌表されて以後、<sup>(61)</sup>ほぼ毎年節婦烈女が旌表されている。洪武前半において旌表は、元代同様「富強之家」に特権を与える制度として機能していたとみられる。また、科挙が安定して行なわれるようになってのち、正統・景泰年間に科挙合格者数が拡大される<sup>(62)</sup>か、それよりやや遅れて成化元年（一四六五）には不正旌表申請禁止が再確認され、<sup>(63)</sup>弘治一四年（一五〇二）には元代同様「勢利之家」による恩典目的の旌表申請が問題化する<sup>(64)</sup>。科挙による特権獲得定員が増加されても、富裕層による特権獲得のための旌表申請は続いていた。そして旌表申請が許可される者が規定によって「布衣編民、委巷婦女」のみに限定されるには、さらに若干の時間を必要とした<sup>(65)</sup>。元代において確立した節婦旌表制度の位置付けは、少なくとも明中期までは維持される。節婦旌表制度に再び大きな変化があらわれるのは明中期以降であるが、この問題については別稿に委ねたい。

### 註

(1) 魯迅は、「節」を夫の死後再婚しない寡婦、「烈」を操を守って死んだ婦女とする（魯迅「我之節烈觀」。『魯迅全集』第一卷、人民文学出版社、一九八一、一一七頁。一九一八初出）。史料上、節婦は夫の死後再婚しない寡婦を指

す場合が多いが、烈婦・烈女は操を守って死んだ婦女のみを指すとは限らない。勇敢な婦女や節婦を指すこともある。また、操を守った婦女を生死に関係なく貞婦・貞女と「貞」を用いて表す場合もある。本稿では、魯迅の用例に従い、夫の死後再婚しない寡婦を「節婦」、操を守って死んだ婦

女を「烈婦・烈女」と表記し、「節婦烈女」と表記した場合は、生死にかかわらず操を守った婦女を指す。

(2) 陳東原『中国婦女生活史』(台湾商務印書館、一九八六。初版一九二八)第七章二、一七七—一八三頁および第八章五、二四九—二五〇頁。聶崇岐「女子再嫁問題之歴史の演変」(『大中』一—四、一九四六、三七—三八頁)。

(3) 湯淺幸孫「シナに於ける貞節觀念の変遷」・清代に於ける婦人解放論——礼教と人間の自然——(『中国倫理思想の研究』同朋舎、一九八一所収)、陳青鳳「清朝の婦女旌表制度について——節婦・烈女を中心に——」(九州大学東洋史論集)一六、一九八八)、蔡凌虹「明代節婦烈女旌表初探」(『福建論壇』一九九〇一六)・「從婦女守節看貞節觀在中国的發展」(『史學月刊』一九九二一四)、安碧蓮「明代婦女貞節旌表制度的建立」(王恢教授九秩壽論文集編委會編『慶祝王恢教授九秩壽論文集』樂學書局、一九九七)などが挙げられよう。近年の研究書としては、章義和・陳春雷『貞節史』(上海文芸出版社、一九九九)がある。

(4) 徐秉愉氏は「元史」列女伝・「古今圖書集成」明倫彙編、閩媛典、閩節部および閩烈部に依り(「遼金元三代婦女節烈事蹟与貞節觀念之發展」『食貨月刊』復刊一〇一六、

一九八〇、二四一頁)、杜芳琴氏は「元史」列女伝に依っている(欧孝明訳「元代における理学の女性に対する影響」アジア女性史国際シンポジウム実行委員会編『アジア女性史——比較史の試み』明石書店、一九九七、二二九—二二二頁)。なお、游惠遠氏は元人の編纂による『金史』『宋史』から節婦烈女が増加することを指摘する(『宋元之際婦女地位的変遷』新文豊出版公司、二〇〇三、三二二頁)。

(5) ボズラー氏は『文淵閣四庫全書電子版』から「典範詩文」を検索し、宋代では八〇篇なのが元代には四五〇篇を超えていること、そのうち節婦の占める割合が宋代では一五パーセントであったのに対して元代では約半数であると云う(Beverly Bossler, "Faithful wives and heroic martyrs: State, Society and Discourse in the Song and Yuan", 中国史学会編『第一回中国史学国際会議研究報告集 中国の歴史世界——統合のシステムと多元的發展——』東京都立大学出版会、二〇〇二、五二〇—五一一、五四五頁)。

(6) ここではボズラー氏の「典範詩文」の定義により、題に「貞」「節」「烈」字、例えば「貞婦」「節婦」「烈婦」「烈女」「貞節」「孝節」といった語を含むものを節婦烈女伝とみなして数えた。したがって実質的には節婦烈女とみ

なしうる者でも、題に先の語が記されていないものは数に入っていない。なお、陳東原氏・聶崇岐氏は正史の列女伝に収録されている婦女のうち、操を守った者を数えているため、数え方が異なる。清代については、合山究氏が、『碑伝集』列女のなかで節婦烈女が九割以上を占め、『清代文集篇目分類索引』碑伝乙に載せられている婦女の伝記や墓誌のうち六・七割が節婦烈女であるとしている（『節婦烈女論——明清時代の女性の生き方——』『中国——社会と文化』一三、一九九八、六五頁）。

(7) 劉因・袁桷・黃潛は二篇、虞集・蘇天爵・李祁は三篇、柳貫は五篇、戴良は六篇、王沂は七篇、王逢は二三篇の節婦烈女伝を著わしている。

(8) ポズラー氏前掲註(5)論文、五三六一—五三七頁。

(9) 早くは、陳東原氏・聶崇岐氏が旌表と貞節觀念の關係について指摘しているが(註(2)所引の陳氏前掲書一七八—一八三頁、聶氏前掲論文三七—三八頁)、近年のものとして註(3)に引いた陳青鳳氏・蔡凌虹氏・安碧蓮氏の研究は、婦女に貞節が求められた原因として旌表を扱っている。

(10) 費絲言『由典範到規範：從明代貞節烈女的辨識与流伝看貞節觀念的嚴格化』(國立台湾大學出版委員會、一九九

八)七八—七九頁参照。直接的には『大唐六典』卷三、戸部郎中・員外郎の職掌。

(11) 『漢書』宣帝紀、神爵四年夏四月。また旌表全般を扱った研究には、小竹文夫『清代の旌表』(『支那研究』三一、一九三三)・『中国の門閭旌表について』(『史潮』四五、一九五二)がある。

(12) 唐代については、『新唐書』孝友伝は冒頭に旌表者名が全て列記されているが、列女伝は特に優れた者の伝を記すのみであり、直接対比することには問題もある。しかし列女伝の中でみると、旌表された者のうち孝婦孝女の方が節婦烈女より多く載せられており、孝の方が節烈より重視されたことと問題はないであろう。

(13) 節婦烈女は『明実録類纂』(武漢出版社、一九九五)婦女史料卷、旌表により、旌表されたことが確認できる数を記した。孝子は『明史』孝義伝(以下、孝義伝と略称)によった。『実録』と『明史』では史料の性格が異なる。

しかし孝義伝の序論に「實録所載、莫可殫述、今採其尤者輯爲傳。餘援唐書例、臚其姓氏如左」とあることから、孝義伝は『明実録類纂』同様、実録より受旌者を採録した編纂書とみなしうる。むろん、孝行によって旌表された者の数は孝義伝と『実録』で完全に一致するわけではなく、た

たとえば洪武・永楽については「実録」よりも孝義伝のほうが旌表者数が多い。また孝義伝の序論に「嘉靖以後、國史不詳載」とあるように、嘉靖では「実録」の方が多いが、これらの差は百を超えるものではなく、おおよその傾向をうかがうのに問題はないと考える。

(14) 「大元」は至元八年より用いられるが、繁雑を避けるため、中国的年号を用い始めた中統元年以下のことを「元代」と記し、また該当時期の政權を「元朝」と記す。

(15) 『大元聖政國朝典章』（以下、「元典章」と略称）卷三三、礼部六、孝節、行孝、禁割肝剜眼。『通制条格』卷二七、雜令、非理行孝の条より詳しい。

(16) 『元典章』卷三三、礼部六、孝節、行孝、行孝割股不賞。

(17) 同前卷三三、礼部六、孝節、行孝、禁臥水行孝。至元八年以後も『通制条格』卷二七、雜令、非理行孝に「延祐元年（一三二四）十月、中書省。禮部呈。樞密院都事呈、保定路清苑縣安聖鄉軍戶張駙兒、爲父張伯堅患病、割股行孝、止有壹子舍兒參歲、爲侵父食、抱於祖塋內活埋。本部議得、割股毀體、已常禁約。張駙兒活埋其子、誠恐愚民倣效、擬合遍行禁約。都省准擬」とあり、身を傷つける行為は禁止され続けたようだ。

(18) 『通制条格』卷一七、賦役、孝子義夫節婦。『元典章』卷三三、礼部六、孝節、旌表孝義等事の条もほぼ同じである。

(19) 桑原隲藏「支那の孝道殊に法律上より觀たる支那の孝道」〔桑原隲藏全集〕第三卷、岩波書店、一九六八所収。一九二八初出、および「支那人間に於ける食人肉の風習」〔桑原隲藏全集〕第二卷、岩波書店、一九六八所収。一九二四初出。

(20) 小林義廣「宋代の割股の風習と士大夫」〔名古屋大学東洋史研究報告〕一九、一九九五。明清期に焦点をあてた研究としては、邱仲麟「不孝之孝——唐以来割股療親現象的社会史初探」〔新史学〕六一、一九九五）がある。

(21) 『昌黎先生文集』外集卷四。以下、文集で特に版本を記さないものについては、『四部叢刊』、およびそれに収録されていないものについては、『文淵閣四庫全書』本による。

(22) 蔡襄「端明集」卷三三、毀傷議、および謝逸「溪堂集」卷八、陳極孝子辨。

(23) 『宋会要輯稿』礼六一、旌表、崇寧四年二月二十六日の条。

(24) 同前、崇寧五年八月一五日の条。

(25) 同前、大觀三年七月九日の条。



(26) 孔凡礼点校『蘇軾文集』(中華書局、一九八六)卷二五、議学校貢舉狀(熙寧四年(一〇七二)正月□日、殿中丞直史館判官告院蘇軾狀奏、……夫欲興德行、在於君人者修身以格物、審好惡以表俗、孟子所謂、君仁莫不仁、君義莫不義、君之所向、天下趨焉。若欲設科立名以取之、則是教天下相率而爲僞也。上以孝取人、則勇者割股、怯者廬墓。上以廉取人、則弊車羸馬、惡衣菲食。凡可以中上意、無所不至矣。德行之弊、一至於此乎」。

(27) 真德秀『西山先生真文忠公文集』卷四〇、泉州勸孝文。

(28) 黃震『黃氏日抄』卷九一、書鳴鶴方孝子贊後。

(29) 『新唐書』孝及伝の序論には、割股が聖賢の教えに反するといふ韓愈の意見を記しつつも、「委巷之陋、非有學術禮義之資、能忘身以及其親、出於誠心、亦足稱者」と述べられている。

(30) 『宋会要輯稿』礼六一、旌表、政和六年七月の条。

(31) 唐宋期に割股が流行した原因として、仏教の影響も指摘されている (T'ien Ju-K'ang, *Male Anxiety and Female Chastity: A Comparative Study of Chinese Ethical Values in Ming-Ch'ing Times*, Leiden: E. J. Brill, 1988, pp. 152-153.)。

(32) 張之翰『西巖集』卷二三、朱孝童詩序。

(33) 程端学『積齋集』卷三、鮮于必仁割股後序。

(34) 釈大訥『蒲室集』卷七、梅孝子伝。「邦人士爲詩文稱道者甚衆。有以韓子鄩人之説疑其毀傷致斃以瀆于政、而質于予。予謂、事有經有權。世降俗下、民散久矣。苟有一善、君子嘉其志、而恕其情、可也。および劉壘『水雲村叢』

卷七、徐孝子詩卷跋「建安徐氏子和、幼有至性、嘗割股愈二親疾。以是得孝子名、時賢爲詩文美之。是誠可美也。而或疑於聖門毀傷之戒矣。予曰、事安可執一律論邪。孝經所謂毀傷、意其爲鬪狠危父母者言、非必爲尙身救親者言也」。

(35) 朱德潤『存復齋文集』(涵芬樓秘笈本)卷七、跋徐孝子和伝後。なおこれは註(34)所引の劉壘が著わした「徐孝子詩卷跋」と同一人物に関するものである。

(36) 本節では元代になって初めて具体的な認定基準が設けられた節婦を扱う。なお『元史』列女伝でみる限り、列婦・烈女も受旌者として増加しているが、管見によれば、元人の文集に収録されている婦女伝から元朝によって旌表されたことを確認できる節婦烈女四三名のうち、烈婦烈女として旌表された者は四名しかない。このことから、元代の士人が注目したのは節婦であると考ええる。烈婦・烈女については改めて検討の機会をもちたい。

(37) 管見の限り宋代の節婦伝の中で旌表に言及しているも

のは、『宋会要輯稿』礼六一、旌表、元祐七年（一〇九二）三月九日の条にも記されている、王令妻呉氏に関する王雲「節婦夫人呉氏墓碣銘」（王令『広陵集』附録）のみである。

(38) 許謙『許白雲先生文集』卷四、題節婦朱氏詩卷。

(39) 節婦は「節孝」と表記されることもあるように「孝」とも結び付けられ、節婦伝にはしばしば舅姑に孝養を尽くし子女を養育したことが記される。明末以降、夫の死後殉死する烈婦の是非が議論され、清代には夫・婚約者に殉死する烈婦烈女旌表が禁止されるが、その理由として挙げられたのは妻・母としての義務を放棄したことであった（費氏前掲註（10）書二八八・二九二―二九三頁、および陳氏前掲註（3）論文一五―一六頁参照）。このように、節婦は孝婦でもあり、その点からも称賛するには都合のよい存在だったといえよう。

(40) 趙沅『東山存稿』卷二、王節婦汪氏序。

(41) 劉敏中『中庵先生劉文簡公文集』（北京図書館蔵清鈔本）卷一三、鄒節婦詩序には「易大伝」が引用され、「此詔條所謂節婦也、乃相與明于官以聞于朝、有命優其役旌其門閭」と記される。

(42) 傅瑛・雷近芳校点『許有壬集』（中州古籍出版社、一九九八）卷五五、蕪黃宣慰使咎夫人田氏墓志銘。ここに

は大徳八年の「參拾已前に夫亡くなりて志を守り、伍拾以後に至りても節を執りて易えず」という節婦年齢制限規定のうち、後半の「伍拾以後」が「六十後」と記されている。本稿では年齢制限規定により旌表されなかった寡婦がいたことが確認できればよいとため、指摘のみに留めておくこととする。

(43) 李祁『雲陽集』卷八、左氏節婦伝。

(44) 袁桷『清容居士集』卷三二、侯母王夫人墓誌銘。

(45) 柳貫『柳待制文集』卷一三、寧節婦伝。

(46) 同前、寧節婦伝にも「里耆嘉其貞節、爲上其行于郡、郡移廉訪使者按實、上之行省、以次達于中書。于是禮部議旌表錫復如令。事下有司、爲大書貞節獨吉氏之門、亦表其坊貞節坊云」と、旌表過程が詳細に記されている。

(47) 申請過程およびその間に事実確認されたことが記されている例としては以下のものがある。王礼『麟原文集』前集卷五、雲陽孫母輝和爾氏貞節序。馬祖常『石田先生文集』（中州古籍出版社、一九九一）卷一五、節婦高氏伝。柳貫『柳待制文集』卷一三、韓節婦伝。

(48) 『宋会要輯稿』礼六一、旌表、宣和七年十一月一九日の条。

(49) 『通制条格』卷一七、賦役、孝子義夫節婦「至元十年

二月、中書省。御史臺備監察御史呈、欽奉聖旨條畫内一欵節該、孤老幼疾貧窮、不能自存者、仰本路官司驗實、官爲養濟、而不収養、或不如法者、委監察糾察。欽此。……參詳魏阿張孝奉老姑、守節不嫁。欽依聖旨事意、官爲養濟、仍令除免差役、更加旌表、以勵風俗。都省准擬」。なお『元典章』卷三三、礼部六、孝節、魏阿張養姑免役の条には旌表申請のいきさつが詳しく述べられている。

(50) 王惲『秋澗先生大全文集』卷八五、論節婦雷姑狀。および李庭『寓庵集』（繆荃孫輯『藕香零拾』所収）卷六、元故三白渠副使郭公墓碣銘。

(51) 袁桷『清容居士集』卷三二、盧母王夫人墓誌銘。

(52) 張養浩『帰田類稿』卷三、孝子王善甫詩序。

(53) 劉仁本『羽庭集』卷二、黃節婦。

(54) 太田彌一郎「元代の儒戸と儒籍」（『東北大学東洋史論集』五、一九九二、一八二—一八三頁）参照。儒籍への冒入については、『廟学典礼』（浙江古籍出版社、一九九二）卷三、随路府州県尹提調儒人功業に「江淮等處行尚書省、至元二十七年（一二九〇）八月日劄付、開坐各項條目數内一項、檢會應奉上司格例、條具到合行事理數内一欵、所轄等處多有豪富勢要兼併之家、往往托以儒戸爲名、厚賄構結有司官吏、苟避差徭、不當戸役、因而靠損貧民、誠爲未便」

孝子から節婦へ 酒井

とある。その他、「有力富強之家」の諸王所領への「投充」も、『廟学典礼』卷四、儒戸不同諸色戸計当役に「江浙等處中書省、元貞二年（一二九六）四月日劄付該、欽奉聖旨節該、據中書省奏、江浙等處行中書省平章特穆爾、穆爾布哈等陳說、有力富強之家、往往投充諸王位下、及運糧水手、香沙糯米、財賦、醫人、僧、道、火佃、舶商等諸項戸計、俱各影佔、不當雜泛差役、止令貧難下戸承充里正、錢糧不辦、偏重生受」とある（『通制条格』卷一七、賦役、主旨里正の条の大徳五年八月に奉じた聖旨の節該とほぼ同じ）。

(55) 植松正氏は、元代に「地域社会において勢力を有する富裕な地主や商人」が活躍し、「彼等は中央政府や地方官衙と強固に結びつき、あるいは特権を有する官人と密着した関係を保持」したと指摘する（『元代江南政治社会史研究』汲古書院、一九九七、二二三頁）。その背景には、彼等が官人との関係を利用して、旌表を通じた特権獲得を目論んでいたこともあったと考えられる。

(56) 宋濂『芝園後集』卷八、王節婦湯氏伝（羅月霞主編『宋濂全集』浙江古籍出版社、一九九九）。

(57) 夫馬進「中国明清時代における寡婦の地位と強制再婚の風習」（前川和也編『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』ミネルヴァ書房、一九九三、二六八—二

七九頁)。

(58) 『国朝文類』卷四一、所収。

(59) 『大明令』戶令「凡民間寡婦、三十以前、夫亡守志者、

五十以後、不改節者、旌表門閭、除免本家差役」。

(60) 『明史』卷七〇、選舉志二。

(61) 『太祖實錄』洪武二年春正月乙巳の条。

(62) 万曆『大明会典』卷七七、礼部三五、科挙、郷試・会

試。

(63) 正徳『大明会典』卷七八、礼部三七、旌表、事例「成

化元年、奏准。凡旌表貞節孝行、里老呈告到官、掌印官親

自研審、坐令有職官關係、備開實跡具奏。本部行勘覈實、

類奏旌表。如有扶同、妄將夫亡時年已三十以上、及寡居未

及五十婦人、增減年甲舉保者、被人首發、或風憲官覈勘得  
出、就將原保各該官吏、并委官里老人等、通行治罪」。

(64) 『孝宗實錄』弘治一四年四月己亥「大理寺辦事吏羅勝

奏、天下之人賢孝節義者、蓋多有之、而所在有司每不肯為

之申請、弗獲旌表。願以勢利之家、節義未聞之人、臆臆妄

奏以希恩典。又婦人夫亡無子志甘守節者、親族人等或利其

資產謀侵奪之、乃巧肆詆辱勒令改嫁、間亦有因而致死者。

請皆嚴為之禁、毋使有傷風化。禮部覆奏、從之」。

(65) 万曆『大明会典』卷七九、礼部三七、旌表「國初、凡

有孝行節義、為鄉里所推重者、據各地方申報、風憲官覈實

奏聞、即與旌表。其後、止許布衣編民、委巷婦女、得以名

聞。其有官職及科目出身者、俱不與焉」。